

安田町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 安田町いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条－第 10 条）
- 第 3 章 安田町いじめ問題専門委員会（第 11 条－第 20 条）
- 第 4 章 安田町いじめ問題調査委員会（第 21 条－第 26 条）
- 付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、安田町が設置する安田町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 安田町いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、安田町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 3 条 連絡協議会は、いじめの防止等のための取り組みに係る機関及び関係団体相互の連絡調整を行う。

（組織）

第 4 条 連絡協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）関係行政機関の職員
- （2）町職員
- （3）その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることができるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

(庶務)

第10条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 安田町いじめ問題専門委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に安田町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじ

め防止等のための対策その他、教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(組織)

第 13 条 専門委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 14 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることができるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 15 条 専門委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 17 条 委員長は、専門委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 18 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 19 条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

(庶務)

第 20 条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第 4 章 安田町いじめ問題調査委員会

(設置)

第 21 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、安田町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第 23 条 調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 24 条 委員は、第 22 条に規定する調査が終了したと町長が認めるときは、解嘱されるものとする。

(専門委員会の組織等の規定の準用)

第 25 条 第 15 条から第 19 条までの規定は、調査委員会について準用する。
この場合において、第 16 条第 1 項中「教育委員会」とあるのは、「町長」と読みかえるものとする。

(庶務)

第 26 条 調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬等に関する条例（平成 20 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表 スポーツ推進委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会		日額 5,300円
いじめ問題専門委員会		日額 5,300円
いじめ問題調査委員会		日額 5,300円